



福岡医発第 1267 号

平成 25 年 8 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

在宅療養支援診療所及び在宅支援連携体制に係る報告書について

平成 24 年度診療報酬改定において、複数の保険医療機関が連携すること（在宅支援連携体制）により在宅療養支援診療所の要件を満たしている医療機関については、年に 1 回、「在宅療養支援診療所に係る報告書」（様式 11 の 3）とともに、「在宅支援連携体制に係る報告書」（様式 11 の 4）によって九州厚生局長に報告を行うこととなっております。

当該報告に当たっては、自院単独の実績は「在宅療養支援診療所に係る報告書」（様式 11 の 3）に、自院の実績を含めた在宅支援連携体制全体の実績は「在宅支援連携体制に係る報告書」（様式 11 の 4）に記載して、その両方について報告を行う必要がありますが、対応に誤解が生じている地域があるということから、改めて報告書の提出について留意するよう、厚生労働省保険局医療課より日本医師会を通じて別添の通り本会に参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、「在宅支援連携体制に係る報告書」（様式 11 の 4）の報告に当たっては、当該連携体制を構築する複数の保険医療機関のうち、1 つの保険医療機関が取りまとめて報告することで差し支えありません。

---

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎  
会長 蒲池 壽

平成25年8月1日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

在宅療養支援診療所及び在宅支援連携体制に係る報告書について

平成24年度診療報酬改定において、いわゆる機能を強化した在宅療養支援診療所（強化型在支診という。）が設定され、在宅療養支援診療所のさらなる評価が行われたところであります。また、強化型在支診の要件を満たすために、複数の保険医療機関が連携すること（在宅支援連携体制）による届出も可能となっております。

在宅療養支援診療所の届出を行った保険医療機関におきましては、年に1回、自院における在宅看取り数等を「在宅療養支援診療所に係る報告書」（様式11の3）を用いて、地方厚生（支）局に報告する必要があります。また、他の保険医療機関との連携により強化型在支診となっている保険医療機関においては、当該在宅支援連携体制を構築する他の保険医療機関の実績を含めた在宅看取り数等を、別途、「在宅支援連携体制に係る報告書」（様式11の4）を用いて、年に1回、地方厚生（支）局に報告することとなっております。

当該報告にあたっては、自院単独の実績を様式11の3で報告するとともに、在宅支援連携体制を構築している場合には、併せて様式11の4の報告も必要となりますが、対応に誤解が生じている地域があるということから、改めて報告書の提出についてご案内申し上げるものであります。

なお、様式11の4「在宅支援連携体制に係る報告書」の報告にあたっては、当該連携体制を構築する複数の保険医療機関のうち、1つの保険医療機関がとりまとめて代表して報告することで差し支えありません。

<添付資料>

在宅療養支援診療所に係る報告書及び在宅支援連携体制に係る報告書について  
（平 25. 7. 26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡  
平成25年7月26日

|                   |   |    |
|-------------------|---|----|
| 地方厚生(支)局医療課       | } | 御中 |
| 都道府県民生主管部(局)      |   |    |
| 国民健康保険主管課(部)      |   |    |
| 都道府県後期高齢者医療主管部(局) |   |    |
| 後期高齢者医療主管課(部)     |   |    |

厚生労働省保険局医療課

在宅療養支援診療所に係る報告書及び在宅支援連携体制に係る報告書について

平成24年度診療報酬改定において、他の保険医療機関と地域における在宅療養の支援に係る連携体制（以下「在宅支援連携体制」という。）を構築している診療所として、在宅療養支援診療所の施設基準を満たすためには、年に1回、在宅看取り数等を「在宅療養支援診療所に係る報告書」（様式11の3）を用いて、地方厚生（支）局長に報告し、また、当該在宅支援連携体制を構築する他の保険医療機関の実績を含めた在宅看取り数等を、別途、「在宅支援連携体制に係る報告書」（様式11の4）を用いて、地方厚生（支）局長に報告することとしております。

当該報告に当たっては、自院単独の実績は「在宅療養支援診療所に係る報告書」（様式11の3）に、自院の実績を含めた在宅支援連携体制全体の実績は「在宅支援連携体制に係る報告書」（様式11の4）に記載して、その両方について報告を行う必要があるので、この点を改めてご留意いただき、関係者への周知にご協力いただきますよう、宜しくお願い致します。

なお、「在宅支援連携体制に係る報告書」（様式11の4）の報告に当たっては、当該連携体制を構築する複数の保険医療機関のうち、1つの保険医療機関が取りまとめて報告することで差し支えありません。